

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
8-(1)	行政機関から生命保険会社への照会手続の簡素化	行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を統一化・電子化すべきである。	<p>行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。現状、照会手続は多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。</p> <p>そこで、照会文書の様式を統一するとともに、手続の電子化を可能とすべきである。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出し、財務省・国税庁関係の照会については統一様式の移行が完了しているが、厚生労働省と総務省関係の照会における統一様式の移行率は低調なため、移行完了に向けた両省のさらなる取り組みを求めたい。</p> <p>なお、2016年12月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」には、「行政手続のオンライン利用の原則化（第10条）」「官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（第15条）」が規定されている。加えて、本年1月16日に「eガバメント関係会議」が決定した「デジタル・ガバメント実行計画」には、「金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）」が盛り込まれた。これらを踏まえ、行政機関からの照会手続の電子化が必要である。</p>	<p>税務署照会：国税徴収法第141条、国税徴収基本通達第2款第141条関係第5条、国税通則法第72条の2、第74条の3、地方税法第26条</p> <p>福祉事務所照会：生活保護法第29条</p>
8-(2)	省エネ適合性判定申請の電子化	建築主が所管行政庁や登録省エネ判定機関に申請する省エネ適合性判定について、オンラインや外部記憶媒体による申請を可能とすべきである。	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、2,000㎡以上の非住宅建築物を新築または増築する場合、建築確認の申請時に「省エネ適合性判定通知書」を添付することが建築主に義務付けられている。同通知書は、建築主が所管行政庁または登録省エネ判定機関に省エネ適合性判定を申請し適合審査を受けて発行される。</p> <p>適合性判定の申請にあたり、建築物エネルギー消費性能確保計画に加えて、「建築物の構造等に関する図書」（設計内容説明書、付近見取図、配置図、仕様書、各階平面図等）および「建築物のエネルギー消費性能に関する図書」（機器表、仕様書、系統図、各階平面図、制御図）を添付書類として2部提出しなければならない。</p> <p>建築主はこれらの添付資料をデータで作成している場合もあり、その場合にはあらかじめ紙ベースで出力し、ファイリングして提出する手間を要する。大規模な建物になると建築図や設備図、計算書等が膨大な枚数となり建築主の作業負担は大きい。</p> <p>そこで、オンライン（電子政府の総合窓口「e-Gov」）や外部記憶媒体（USBメモリーや光ディスク）による適合性判定の申請を可能とすべきである。</p> <p>2015年度にも同様の要望を提出し、所管省庁より、オンライン申請は既に対応済みであるほか、外部記憶媒体を使用した申請を検討することとされ、規制改革推進会議のフォローアップでは、「所管行政庁が認める場合には外部記憶媒体による届出を可能とするよう措置」されたとしている。しかしながら、国土交通省が発行する建築物省エネ法の概要パンフレットにはオンライン申請に関する記載がなく、東京都・区をはじめ手続の電子化に対応していない行政機関がみられるため、国による一層の周知・広報を求めたい。</p>	福祉事務所照会：生活保護法第29条
8-(3)	建設業の許可申請書類の電子化・オープンデータ化	国土交通省「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の情報内容と同様のものとし、経営事項審査を受けていない業者の企業情報も取得できるようにすべきである。	<p>国土交通省「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」における「建設業者の詳細情報」には、業者概要（許可番号、商号、代表者氏名、所在地、電話番号、資本金等）と許可を受けた建設業の種類しか掲載されておらず、国土交通大臣および都道府県知事が設置した閲覧所で閲覧できる情報（役員一覧、営業の沿革、工事経歴、専任技術者一覧、健康保険加入状況、財務諸表、主要取引金融機関等）を見るができない。「建設業情報管理センター」へのバナー「経営事項審査結果」により「経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書」を確認して社会保険の加入状況等を把握できるものの、経営事項審査の対象は公共工事を直接受注する建設業者のため、経営事項審査を受けていない業者に関する社会保険の加入情報等の情報は取得できない。これらにより、建設業における契約リスク管理のための企業情報の取得が困難な状況となっている。</p> <p>そこで、閲覧所で閲覧可能な情報を電子化・オープンデータ化し、建設業者・宅建業者等企業情報検索システムで公開すべきである。</p> <p>閲覧場所や閲覧件数の制限がなくなるほか、電子化・オープンデータ化により閲覧手数料も廃止され、契約相手のリスク管理や社会保険の加入状況等に関する情報を容易に入手できれば、建設業における契約の安全性が増大する。加えて、社会保険に加入していない下請会社に対して、加入を積極的に指導・要請することができる。</p>	建設業法第13条
8-(4)	旅券の申請手続の簡素化	<p>一般旅券の申請手続等について、以下の簡素化を要望する。</p> <p>① 旅券の電子申請</p> <p>② マイナンバー制度の活用による戸籍謄本・抄本の添付省略</p> <p>③ 旅券の交付場所の拡大</p>	<p>一般旅券の新規発給の申請にあたり、利用者は原則として旅券センターを訪問し、戸籍謄本・抄本を提出しなければならない。</p> <p>企業の従業員が平日に旅券センターを訪問する場合、業務に支障をきたすことなく訪問するには昼休みや閉館間際の夕方になるが、訪問しやすい時間帯ほど混雑している。ビジネス用途で緊急の申請が必要となる場合、戸籍謄抄本を用意し、旅券センターの窓口で手続を行うことは時間的にも厳しい。</p> <p>そこで、マイナンバーの利活用により、戸籍謄抄本の添付不要化を早期に実現するとともに、旅券の電子申請を再検討すべきである。加えて、申請者の受け取りの手間を省くため、旅券の交付場所の拡大にも取り組むべきである。</p>	旅券法第3条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条
8-(5)	交通反則金に関する収納事務の民間委託および手続の電子化	交通反則金の収納事務を民間事業者へ委託するとともに、手続の電子化を可能とすべきである。	<p>交通違反をした場合の反則金（交通反則金）の納付にあたり、違反者は国庫出納代理店である金融機関（銀行・郵便局）の窓口を訪問して手続を行う必要があり、クレジットカードの活用やコンビニエンスストアでの支払いが認められていない。</p> <p>また、納付書・領収証書は、違反現場において警察官により3枚複写の紙で発行される。違反者が「仮納付書」を持参して金融機関に反則金を納付したのち、金融機関は領収控として1枚受領するとともに、警察に対して納付確認である「領収済通知書」を紙媒体で送付し、警察において1枚受領している。このほか、金融機関は国庫金出納を行う日本銀行向けにOCR帳票も作成している。このように、一連の手続を紙で行うため、官民の事務コストが増加している。</p> <p>そこで、交通反則金の収納事務を民間事業者へ委託するとともに、手続の電子化を可能とすべきである。</p> <p>なお、類似の事例として、放置違反金の収納事務は民間委託・電子化が可能となっているため、交通反則金についても同様の措置を講じることが望ましい。</p>	道路交通法第51条の16、第128条
8-(6)	路上作業届の廃止	路上作業届を廃止すべきである。仮に困難な場合には、手続を標準化・電子化すべきである。	<p>道路占用の許可を受けて路上・道路上で作業を行う場合、一部の道路管理者が「路上作業届」の提出を求める場合がある。</p> <p>路上作業届に法的根拠はなく、事業者による申請書の作成・保管の負担を徒に増大させている。事業者は路上作業届に加えて、道路を管轄する警察署に対して「道路使用許可申請」を実施しており、工事の日時や場所、目的など、両者の内容は重複している。道路管理者が路上作業届を通じて入手していた情報を警察と共有することで、同手続の廃止は可能と考えられるため、同手続を廃止すべきである。仮に困難な場合には、道路管理者で異なる書類の様式を統一するとともに、手続の電子化を可能とすべきである。</p>	なし

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
8-(7)	建設リサイクル法に関する届出の電子化	建設リサイクル法における対象建設工事に係る届出の電子化を可能とすべきである。	「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、コンクリートや木材等の「特定建設資材」を用いた工事（対象建設工事）の受注者や自主施工者は、同法第10条に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この手続は書面による届出書を提示して行う必要があるため、書面の作成・提出や対面での対応、届出書の保存が必要となり、事業者と行政の双方に事務負担が発生している。そこで、対象建設工事に係る届出の電子化を可能とすべきである。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条
8-(8)	個人番号の利用目的の変更	事業者が従業員から取得した個人番号について、利用目的の変更を柔軟に認め、取得後に新しく設定した福利厚生（財形貯蓄、職場つみたてNISA等）の目的で利用することを認めるべきである。	あらかじめ特定した利用目的と異なる個人番号の利用は認められていないため、取得時と異なる目的で利用する必要が生じた場合、事業者が個人番号をあらかじめ取得しなければならないことがあり、特定個人情報の収集にあたり、取得側と提供側の双方に追加的な事務コストが発生している。そこで、利用目的の変更を柔軟に認め、給与所得の源泉徴収票作成事務のために事業者が従業員から取得した個人番号について、取得後に新しく設定した福利厚生（財形貯蓄、職場つみたてNISA等）の目的で利用することを認めるべきである。	個人情報保護法第18条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第30条、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン事業者編 第4-1-(1)
8-(9)	民法上の組合への法人番号の指定	持株会のような民法上の組合について、国税庁長官への届出により法人番号の指定が受けられることを検討すべきである。	持株会は税務署に対して、「信託の計算書」「名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」を提出する義務がある。持株会の組織形態には「民法上の組合」「権利能力なき社団」「任意団体」の3つが存在するが、大半は民法上の組合として設立されている。その場合、当該持株会に法人番号は付番されないため、支払者の番号欄には理事長の個人番号を記載することになるが、持株会では事務局の事務担当者が実務を担う場合が多く、理事長の個人番号の収集・管理にかかる負担が生じている。そこで、国税庁長官への届出により、持株会のような民法上の組合に対しても法人番号を指定することを検討すべきである。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条
8-(10)	持株会における会員からの個人番号の提供時期の明確化	個人情報保護委員会のガイドラインに関するQ&Aにおいて、持株会への入会以降であれば、従業員等が株主となっていない時点においても、持株会は個人番号の提供を受けられることを明確化すべきである。	個人情報保護委員会「『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』及び『（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&A」のQ4-4の回答においては、「従業員等がまだ株主となっていない時点では、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんので、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が株主となり持株会に入会した時点で、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、持株会が所属会社経由で従業員等の個人番号の提供を受けることができます」とされている。持株会への従業員の入会申請から買い付けによる持分の取得には通常1～2ヶ月を要するところ、現状のガイドラインでは、この間、持株会が会員の個人番号を取得することができないと解釈できる。そこで、例えばガイドラインの回答を以下のように修正し、実務上の取り扱いを明確化すべきである。 (改正案) 従業員等がまだ持株会の会員となっていない時点では、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんので、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が持株会に入会手続をする際以降に、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。 また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、従業員等がすでに所属会社に提供している個人番号について、持株会は従業員等の入会手続以降に所属会社経由で提供を受けることができます。	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A
8-(11)	財形貯蓄制度における手続の電子化	財形貯蓄制度における申し込み・変更・解約等の手続を電子的に可能とすべきである。	勤労者財産形成促進制度（財形制度）について、財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の申し込み、変更、解約等の手続の電子化は認められていない。一部の書類には利用者（社員）が記載する事項は多岐にわたるため、書面では記載内容がわかりにくいほか、記載欄が小さいために記入者に不便を強いている側面もある。また、財形貯蓄制度を担う金融機関にとっても、書面の記載情報をシステムにデータとして入力する煩雑な事務作業が発生している。一部の書面には利用者の個人番号の記載欄があるが、書面によるやり取りでは、情報漏洩のリスクも少なくない。そこで、財形制度に関する手続の電子化を可能とすべきである。	租税特別措置法第4条
8-(12)	道路の駐車許可申請のオンライン化	道路の駐車許可申請と許可証の付与をオンライン化すべきである。申請件数の多い東京や大阪等の都市圏については早急を実施すべきである。	貨物の配送や機器の納品・設置等の実施にあたり、近隣の駐車場を利用できるとは限らない。また、耐震構造の関係でオフィスビルの地下駐車場を利用できる車両の規模が制限されつつある。こうした状況のため、道路に駐車せざるを得ない事態が生じている。やむをえず駐車禁止場所に駐車する場合、荷下ろし、搬入、設置等の作業に従事する要員に加えて、車両移動のための待機要員が必要となる。しかしながら、昨今の物流業界を取り巻く人手不足のため、このような人員の確保が難しくなっている。車両移動のための待機要員を配置せずに禁止場所に駐車するには、当該道路を管轄する警察署長に駐車許可の申請を行い、同署で許可証を受け取る必要がある。申請手続のオンライン化は警察署ごとに実施状況が異なるほか、警察署で許可証の交付を受けるプロセスがあるため、手続がオンラインで完結せず、申請者の負担となっている。そこで、駐車許可申請と許可証の付与をオンラインで完結させるべきである。具体的には、貨物配送車を事前に登録しておき、駐車許可が必要となる都度、場所や時間等の情報を携帯端末から申請し、許可を受けた場合にはオンラインで許可証を確認できる仕組みの構築が望ましい。また、申請件数の多い東京や大阪等の都市圏では早期に実施するよう求める。	道路交通法第45条

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
8-(13)	国庫金振込通知書の電子化	国庫金振込通知書の電子化を可能とし、企業が商流情報をXML電文で受け取れるようにすべきである。	<p>現状、各省庁が企業に支払いを行う際、財務省が取扱官署や金額、支払い事由等（以下、商流情報）を記載した「国庫金振込通知書」を作成し、郵便（圧着はがき）にて企業に送付している。そのため、企業は、自社が発行した請求書・契約書の情報と、はがきで受領した「国庫金振込通知書」の情報を目視で付け合わせて消込作業を実施しており、経理財務部門には大きな負担となっている。また、同通知書は1枚のはがきに7明細しか記載できないため、契約請求案件が多いとはがきが複数枚にわたる場合や、明細が契約と必ずしも1対1で対応していない場合があり、消込作業の複雑化を招いている。</p> <p>そこで、同通知書の電子化を可能とし、企業が商流情報を電子データで受領できるようにすべきである。</p> <p>民間取引における決済の高度化については、金融審議会の「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」にて議論され、「未来投資戦略2017」にも『2020年中のXML電文への全面移行』と記載されたところである。民間の取り組みと歩調をあわせて、政府における決済業務の高度化を進めることが重要である。</p>	<p>会計法 第34条 大蔵省令 第94号 支出官事務規程 第16条第2項</p>
8-(14)	道路占用許可、道路使用許可、河川占用許可、行政財産使用許可における申請手の標準化・電子化	道路占用許可（直轄国道を除く）、道路使用許可、河川占用許可、行政財産使用許可の申請内容を統一し、事業者と行政の双方が参照できる電子申請データベースを構築すべきである。また、電子申請が可能な道路占用許可については、申請手続を電子のみで可能とすべきである。	<p>道路占用手続に当たり、各国道事務所が管理する直轄国道については「道路占用システム」、札幌市や東京23区、名古屋市、大阪市等の12道路管理者が管理する道路については「道路管理システム」による電子申請が可能である。しかしながら、直轄国道以外の道路の占用許可や道路使用許可、河川区域内の土地の占用許可、行政財産の使用許可の申請は電子化が進んでおらず、事業者は自らのデータベースの情報を紙媒体の申請書に転記し、それぞれの窓口へ提出している。また、地方自治体ごとに申請書の様式も異なるため、行政手続にかかる事業者負担は大きい。</p> <p>そこで、道路占用許可、道路使用許可、河川占用許可、行政財産使用許可について、申請内容を統一したうえで電子化を推進し、申請者（事業者）と許可者（道路管理者、地方自治体、警察署長）が参照する共通の電子申請データベースを構築すべきである。なお、その際には、低費用で利用できるものとするのが重要となる。</p> <p>同時に、道路占用許可については、電子申請を実施している場合にも、電子申請に加えて書面での資料提出を求める道路管理者が存在するほか、直轄国道においても国道事務所と事前に交渉したうえで電子申請を行うのが実態である。こうした現状を踏まえ、国として各道路管理者に対応の是正を求めるべきである。</p>	<p>道路法第32条、道路交通法第77条、河川法第24条、地方自治法第238条の4</p>
8-(15)	検査済証のない建築物に対する実効性のある確認手続の確立	国土交通省「検査済証のない建築物に係る指定検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の普及促進を図るとともに、新たに建築・増改築される建築物を対象に、地方自治体が検査済証の交付履歴を電磁的に保存して再発行することを可能とすべきである。	<p>建築基準法第6条に基づく建築主事の確認を受けた建築物に関する工事が完了した場合、建築主は建築主事等より、建築物とその敷地が建築基準法令の規定に適合しているか検査を受け、検査済証の交付を受けなければならない。</p> <p>検査済証の原本を紛失した場合、再発行は認められていない。過去に検査済証が交付された事実を証明するための手段として、地方自治体に現存する台帳の記載事項を証明する行政サービスである「台帳記載事項証明書」の発行を受ける方法があるものの、台帳に記載された情報の網羅性が低い場合もあり、必ずしも有効な解決手段とは言えない。検査済証のない建築物は、金融機関による不動産査定で評価額が下がるほか、これを理由に購入を避ける買い手も存在する。加えて、耐震化に当たり既存不適格建築物が違反建築物かを判断するために相応の時間と費用をかけた調査が必要となるなど、不動産取引の円滑化や既存建築ストックの有効活用の観点で障害となっている。</p> <p>この救済措置として、2014年7月に国土交通省が「検査済証のない建築物に係る指定検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」を策定・公表した。これにより、検査済証のない建築物について、指定確認検査機関等を通じて、建築当時の建築基準法の適合状況を調査する方法が示され、既存建築ストックの有効活用や不動産取引の円滑化に資することが期待された。しかしながら、同ガイドラインの公表から3年以上経過した現時点において、金融業界および不動産業界で普及しておらず、検査済証のない建築物を対象とした取引は難しい状況にある。</p> <p>そこで、上記ガイドラインの普及促進を図るとともに、新たに建築・増改築が行われる建築物を対象に、地方自治体が検査済証の交付履歴を電磁的に保存し、再発行を可能とすべきである。</p>	<p>建築基準法第6条1項、第8項、第6条の2第1項、第7条第1項、第2項、第5項、第7条の6第1項、国土交通省「検査済証のない建築物に係る指定検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」</p>